

一 近江商人の凶作記録 「天保七丙申年大凶作書」

古川 与志継

― 近江国野洲郡大篠原小澤七兵衛家文書 ―

一 小澤家と茂木

ここに紹介する「天保七丙申年大凶作書」は、野洲町大字大篠原在住の小澤七兵衛家に伝えられた記録で、筆者の小澤蕭鳳は小澤家一〇代目に当たる小澤六郎左衛門正美である。小澤家文書は、吉田伸之先生の指導の下で、東京大学日本史研究室的皆さんを中心に一九九六年秋以来調査が進められているところであり、その全貌についてはその調査の完了を待たなければならぬ。今回、現当主小澤七兵衛氏のつよいお勧めもあり、小澤家文書中の「天保七丙申年大凶作書」の史料紹介をするものである。なお、史料の位置づけ、内容の詳細な検討などは今後の資料調査に期待するところである。

さて、この史料を伝えている小澤家は、現在の当主七兵衛氏が一六代目と称え、初代小澤六郎三郎重宗は織田信長の家臣で、本能寺の変で討死したと伝えられている。二代小澤六郎左衛門重正が、元和三年（一

六一七）近江篠原の地に住み着き、今日に至っているようである。六代小澤六左衛門政次が、貞享二年（一六八五）下野国宇都宮の田中与惣右衛門（近江出身）の店を頼り関東に下り、正徳二年（一七一二）に独立し、宇都宮で油等の商売はじめたと言う。享保四年（一七一九）茂木で本格的な商売を始め、屋号は釜屋で七兵衛を名乗っている。近江商人の一人であり、比較的早い時期の出店と言えよう。

以後、七代、八代、九代と次第に事業の拡大を図り、扱い品目としては、当初、油、釜、醤油醸造などであったが、味噌・酒などの醸造、質屋、御用蔵、札差など次第に拡大した。店舗は茂木を本店に、宇都宮、黒羽、江戸小網町二丁目と拡大している。茂木には元禄一六年（一七〇三）酒造を開始した島崎家（近江日野出身）があり、密接な関係を保っている。

ところで、小澤家が店を構えた茂木の町は、栃木県東部山間部の芳賀郡にあり、那珂川の支流逆川沿いに開けた町場で、中世茂木氏居城があった。近世の茂木町は槻木村（天保五年の村高七〇六・三五三

石)と藤繩村(天保五年の村高四二〇・〇六四石)の町場の総称で、慶長一五年(一六一〇)細川興元が入部し、二七か村一万五四石を支配した。元和二年(一六一六)六、二〇〇石余の加増を受け、元和四年に常陸国筑波郡谷田部に藩庁が移ったが、領地の六割以上を占める茂木周辺は支配の要で、陣屋がおかれた。明治四年二月に藩庁を茂木に移し立藩したが、同年七月には廃藩に至った。この茂木藩あるいは谷田部藩は、肥後細川氏の熊本藩の支藩であった。なお、町屋の大半は藤繩村に属し、同村の庄屋が町役人を兼ねていた。町屋の周辺には水田等が広がり、商家の多くは半農半商であった。

文久三年(一八六三)の茂木領の田畑の状況を見ると、田方六〇〇町六反三畝一〇歩、畑方一、二七六町二反九畝八歩と畑が多い。『茂木町史資料』第四集一九九二)田方の石盛も、藤繩村と小澤家本宅がある近江国大篠原村と比較すると、次のとおりである。

区分	藤繩村	大篠原村
上々田	八斗二升	
上田	七斗六升	一石六斗
中田	六斗六升	一石四斗
下田	五斗三升	一石一斗

因に、天保一三年大篠原村の村高は一、六六八石、本田畑一二三町七反七畝一二歩のうち畑は、七町一反一六歩程度で大きく異なっている。

畑作優位の関東に一般的な状況に近く、商品作物の栽培もかなり進んでいた。茂木は町場を形成し、主穀や金肥の流通の拠点であり、特産品の集積などを通じ在郷商人が成長しつつあった。しかし、地域の

飢饉のときには大きな打撃を受けることになる。

藩財政窮乏化の中で小澤家から谷田部藩への貸し付けが増大したが、一〇代目に至り、藩財政建直しのため、借金帳消し等を余儀なくされた。この一〇代小澤七兵衛、六郎左衛門正美が、小澤蕭鳳その人であり、子孫への教訓を道歌にして綴った「童子二百集」を天保一四年に記している。蕭鳳、幼名寅吉は、寛政六年(一七九四)篠原の地で出生し、慶応元年(一八六五)五月一八日数え年七二才で亡くなっている。谷田部藩茂木領で最も有力な商人に成長し、藩の勝手方を努め、高扶持方十五人分(米二七石、此俵五七俵二斗一升)を受けている。

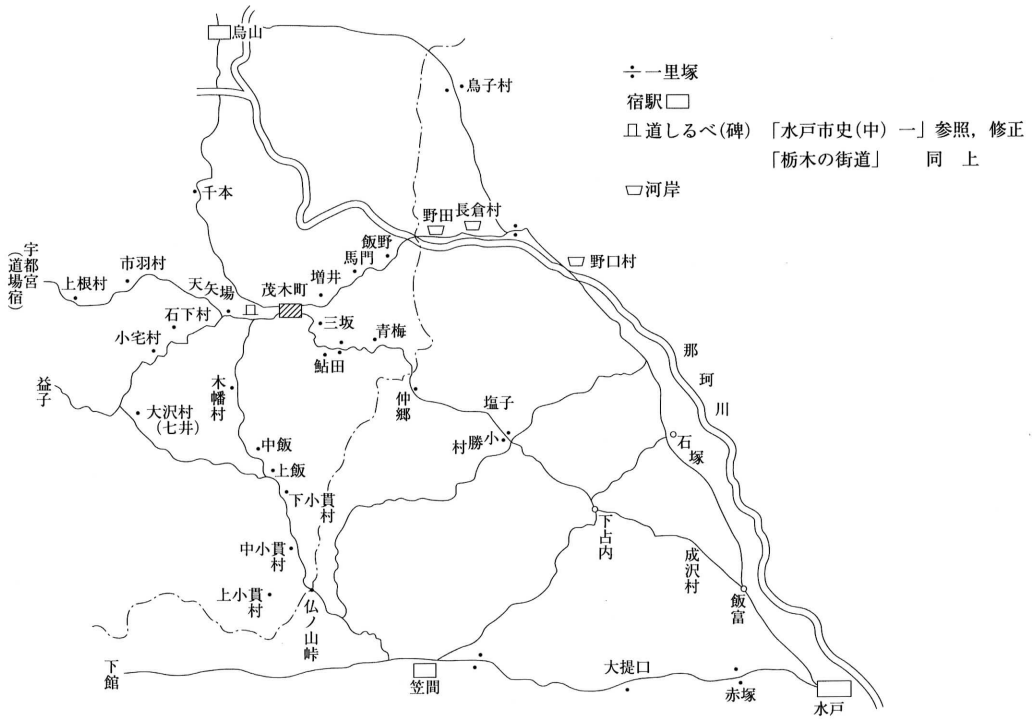
幕末に近くなり、蕭鳳は関東における家業を二代に引き継がせ、自ら主として篠原に住居し、仁正寺藩(日野)の勝手方を勤めている。「小澤家の系譜については、小澤七兵衛「童子二百集」—小澤蕭鳳の教え—(自費出版)一九九八年「あとがき」、「小澤氏系図」(小澤家文書)による。茂木の歴史については、大木茂「茂木の歴史」一九八〇年などによる。)

二 「天保七丙申年大凶作書」の構成

「天保七丙申年大凶作書」は、縦一四・〇センチメートル、横一九・五センチメートルの横半帳で、料紙は二六丁。表紙に筆者「小澤蕭鳳」の名前と表題「天保七丙申年大凶作書」のみが記され、表紙裏には特に記述がない。

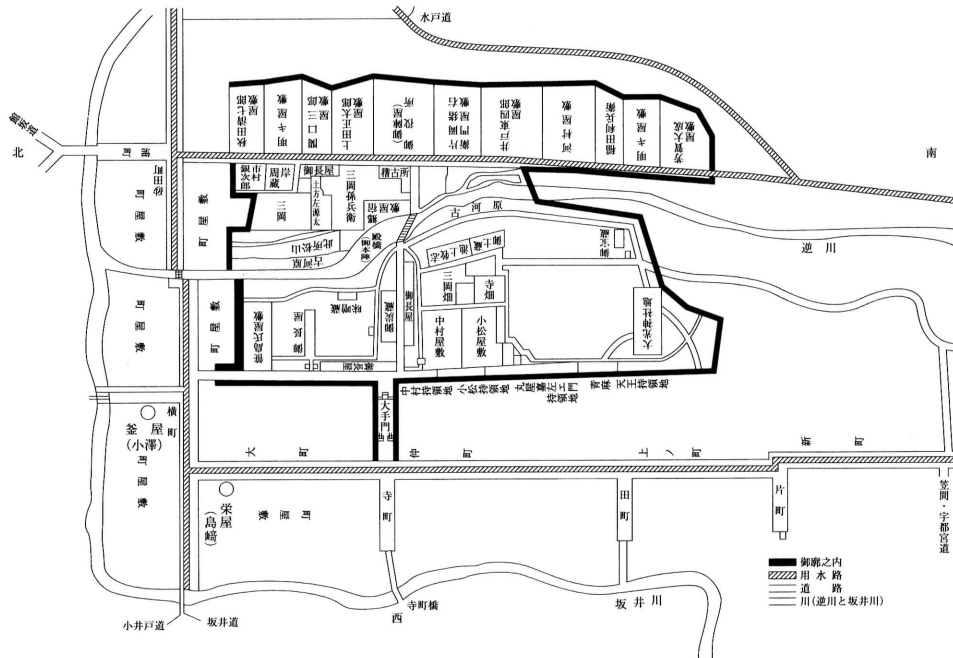
まず、天保七年八月、米価高騰のため勘定御奉行が概略を調べたと「江戸人別御改写」が記されている。しかし、「一、武家式億巻万七千四十人」となっているため、合計の人口に対する米の必要量の

茂木付近の交通図



(大木茂「茂木の歴史」より)

茂木町陣屋周辺絵図



(大木茂「茂木の歴史」収録「茂木細川藩町絵図」から作成)

概算は、「壹日米五合つ、日々米入 百十八万六千石」ととんでもない数字になっている。次いで、^{ブトムツウ}務農との記述があり、「博覧古言」を利用して禮記・帝範の引用がなされ、農の大切さが記されている。

そして、三丁表から天災地変について記述を始め、この部分が「天保七丙申年大凶作書」の序文的な位置づけになっている。ここでは、天災に伴い飢饉になることを天よりの戒めと理解し、飢饉に備えて備蓄することを強く求めている。また、「ほふき星出ル年ハ何れ天下ノわさハひとしるへし」と述べ、「前大平記」も追記している。

次に、四丁五丁にかけて、天明元年関東洪水のことから天保九年にかけての大まかな気候や凶作による米価の状況を記述している。そして、六丁裏（六丁表は白紙）に天明三年から天保七年までのことを踏まえ、「上りハ早し、米高下ハ土用当ハツレニヨリ申候、深考物」と戒め記している。

こうしてよいよ七丁九丁表にかけて、天保四年の凶作とそのときの茂木での不穏な動向等について詳しく記述されている。次に、九丁裏に天保五年の米価と天候等、一〇丁表には天保六年の米価と天候等が記されている。

一〇丁裏から一四丁裏にかけては、天保七年の凶作に伴う米価や諸物価の動向、天候、茂木の動向、店のこと等が記されている。

一五丁表では、天明三年の凶作の動向を記した後、一五丁裏にかけて天保七年の天候等が記されている。そして、一六丁表から一七丁表にかけて杉田屋五郎左衛門が入牢になった一件を記し、一七丁裏から一八丁一行目まででは山田屋金助入牢の一件が記されている。また、一八丁裏には貝原先生曰として穀物のことが記されている。そして一九丁表には天保七年の近江の動向と天保八年二月の茂木での火事のこと

とが記述されている。

また、一九丁裏から二〇丁表にかけては、天保七年一二月上旬の茂木領分の雑穀についての調査結果などが御書附觸書写として記されている。

そして、二〇丁裏から二三丁裏にかけて、天保八年から天保一三年にかけての米価の動向を年毎毎月に記述し、近江の動向の記述もなされている。その後裏表紙共で三丁の白紙が綴られている。

以上のような構成になっており、天明元年関東洪水のこと以来、天保九年にかけての概況を記したうえで、天保七年の飢饉のことを詳しく記事している。その後、天保八年から一三年六月までの米価を中心とした記述が書き継がれている。記述の大半は、下野国茂木での状況であるが、米価など近江のことも記述されている。

三 「天保七丙申年大凶作書」に見る茂木周辺

ところで、谷田部藩では、農村の荒廃と借財の積み重ねによる未返済分の累積による破産状態のため、天保六年（一八三五）二宮尊徳の仕法を導入する。藩医中村元順を還俗させ中村勸農衛と改名させ、改革仕法の責任者とし、借財の整理や農村復興に取り組んでいる。そして、仕法が開始されると、谷田部の釜屋治郎兵衛等や茂木の釜屋七兵衛・榮屋利兵衛らの御用達商人たちは、これまでの藩への貸米・金を帳消しにし、さらに仕法の資金を献上したり、荒地再開・入百姓の世話をするなど、仕法の推進に積極的に協力した。この釜屋七兵衛が小澤家であり、榮屋利兵衛が近江日野商人の島崎家である。御用達商人の仕法協力については、「彼らは藩権力と癒着し、商業・高利貸資本

として農民に吸着していた存在であり、藩財政の再建・農村の復興は、彼らの経営再建・維持のための必要条件であった」とされている。

〔大藤修「関東農村の荒廃と尊徳仕法―谷田部藩仕法を事例に―」
〔史料館研究紀要〕第一四号〕一九八二年

藩への貸米・金は、文化四年（二八〇七）、藩側が財政難のため鴻池五兵衛から借金をするため、百姓から年貢米等を鴻池方に渡す証文に捺印させようとしたことから、藩役所と百姓が対立して一揆強訴が起こり、鴻池への仕送りは取りやめになった。この決着に町方の栄屋・釜屋が関係し、月々の殿様入用金の仕送りを行うことになり、以後、藩への貸金が急増していったものであろう。つづく文化五年には不作と猪鹿の害に伴う年貢減免の強訴が発生し、百姓等の屯集に伴う炊き出しの要求に対して、打ち壊しを恐れ栄屋・釜屋をはじめとする町方の商人は米八俵の炊き出しを行っている（前掲「茂木の歴史」）。

藩財政の著しい窮乏化の中で、凶作と飢饉は、藩はもとより陣屋を有する町方の商人として重大な関心事であった。小澤家は、天保七年五月には、中村勸農衛が中心になった報徳仕法の推進に伴い、多額の藩の借財を返上せざるを得なかった。天保七年四月晦日の上田正太郎・秋田清七郎・片岡猪右衛門・岡勘兵衛から二宮金次郎に宛てた書状（『二宮尊徳全集』第二三卷一―一三八頁）には「御趣法追々押立、釜屋七兵衛儀も漸々御仕意致承服、是迄差出置候金貳千両余不残上切に仕証文不残受取申候、御扶持方之儀は、報徳金差上候様罷成哉に御座候、左候へば栄屋も右様相成可申、当時国元へ罷登申候、留主故相分り不申候」とあり、小澤家にはこの時の受取状が残っている。また、天保八年八月の「細川長門守様報徳借貸返済録」（『二宮尊徳全集』第二三卷二七四―二八二頁）に釜屋七兵衛が金九四一兩一分、銀二匁九厘

の証文や扶持方一五人分等を返納したことが記され、その内容は、栄屋利兵衛と同額になっている。

さて、『大凶作書』による天保四年（一八三三）は、「土用入テも甚冷氣わた入着、七月相成いよく凶作相見へ申候」とあり、七月八日に米が値上がりし、正月に一兩で一石一斗であったが、一兩で八斗になり、「夫二八月一日相成関東大風二而箱根山東田作当ル、五穀不身入出穀御法度相成候、九月六斗五升上ル、十一月十九日五斗上ル、十二月五斗七升相成」と記している。

茂木では八月一〇日夜天王（天王社、現八雲神社か）に人々が集り、釜屋七兵衛の店へ米を買いに来たこと、その夜村人がやって来て釜屋の店戸を破り店に入り二両ほど損をし、山形屋彦司がやって来て静まったことがわかる。また、人々は天王へ引き取ったことを記し、茂木での八月段階での不穏動きを窺うことができる。この時の頭取は山形屋彦司・小松甲斐正の二人であったと記している。それから村役人がやって来て、留主居小右衛門にわびを入れ内済したとのことで、このことは、一月二三日茂木へ着いてから聞いたとある。

また、茂木領分の庄屋全員の願いと言って、小堀左右司・小松甲斐守二人がやって来て、金子三〇〇両ずつ釜屋・栄屋両家で六〇〇両を貸してくるようになって来たので、栄屋と相談し三〇両ずつ貸そうと話し、その代わりこちらの望むとおりの書付を書くよう言ったところ、止めになった。そして、先の願った金子は不要と小堀左右司・小松甲斐両人が断りに来たという。

ところで、嘉永元年（一八四八）五月の「家中分限帳」では、小堀左右司は茂木検断役・小松甲斐は寺社方に記され、弘化三年茂木藩御用所の「年中行事」記録の二月九日の項に先年神職任官免許のことが

記され、神社関係者であったことが分かる。「茂木町史」第三巻史料編2近世 一九九八年)

また、一月二〇日になって村人が正明寺へ集まり、「相応之家」へ押しかけた。中町丸屋嘉右衛門・大町栄屋与六・同 角屋又右衛門・中町松尾屋忠兵衛・横町丸屋得兵衛(カ)・福だ屋儀右衛門・日のや(日野屋) 甚兵衛・田中弥右衛門へ押かけ、やむを得ず金子五〇両を村内へ貸すこととし、庄屋小堀貞四郎へ金子を渡したようである。このことが役所へ伝わり、村人一同が呼び出され取り調べのうえ、横町エヒヤ(海老屋) 栄助・大町かじや(鍛冶屋) 為吉・新町米や(米屋) 儀三郎三人が頭取とされ、天保五年七月まで入牢になった。この時頭取小松甲斐・山形や彦司の二人は老人であるので、先の三人が入牢したようである。そこで、「尽々馬鹿者御座候、向後笑もの」と痛烈に非難している。

この一月二〇日の騒動が、「下野烏山領騒動記」中に、天保四年二月一五日、関八州取締出役堀江與四郎が、烏山の御用宿赤坂町玉屋幸之助に泊まって烏山での打ち壊しの取り調べを行ったとき、「此御近領茂木宿にて百姓乱一揆もよふし、依て茂木役人中二願出候二付翌日茂木へ御取鎮メ御出役へ□□候」(「栃木県史」史料編近世四一九七五年)と対応すると考えられる。

続いて、この時の奉行は岡勘兵衛・片岡猪右衛門・関口武兵衛で、勘兵衛は「御世話向一向埒明カ又人二而、村小人共上ヲ不恐いろく押貸初又々いろく六り成事申出候」と、奉行の処理が悪いので「村小人共」が無理を言い出すとまで記している。

一月二〇日には凶作のため、釜屋と栄屋両人で七両式分ずつ金一五両を、村庄屋定四郎へ村方の救いとして差し出し、受取書を取って

おいた。そのため、一月二〇日の時は、釜屋と栄屋へはやって来なかったと記している。

また、天保四年は所々で騒ぎがあり、茂木・烏山・取手・千住・甲州甲府・東海道筋等で沢山あったと記している。

次いで、天保五年は前年の凶作のため六月に一両で米四斗三升まで高騰したが、土用から天気になり米価が下がったことを記している。天保六年は六月頃から度々地震があり、七く九月には二日に一度ずつ地震があり、これから異変の始まりで天保七年に洪水になった。その四月二日から八月六日まで雨が降り、その後も度々降って大凶年になったことを記している。

天保七年一〇月には茂木で一両に二斗八升まで値上がりしたことを記録している。美濃・江州は五分、西国は七分、北国は三分、関東は二分、奥州は一分との作柄の注記がされているが、茂木辺は「巷反二付平均壹ノ半作」との記述もなされている。この年の物価や天候の不順が詳しく記されているが、七月一八日大雨風で、七月晦日夜から八月朔日は大風雨で大凶作と見え、稲の穂も実らない状況であった。また、八月二五日には霜が降り、いもの葉やタバコの葉やの色が変わったことも記している。このことは、茂木藩主七代細川興徳が幕府に提出した天保七年の領内の飢饉の被害状況報告の控え(八雲神社蔵 茂木町史別冊「図説茂木の歴史」一九九四年に収録)とも対応する。

また、天保七年六月時分から水戸領への入穀が御免になり、前年も水戸領へ入穀が御免になった時分から米価が高くなったので注意を促している。

次に、杉田屋五郎左衛門入牢一件が記されている。天保七年には追々米が値上がりしたため、茂木領でも「米出穀御法度」になった。一

二月七日砂田の杉田屋五郎左衛門が、水戸領下飛山村に切粉（タバコ）箱入で式分式升米売った。雪が少し降っており、買米買馬に付けて帰ろうとしたところ、砂田の出口橋のところで馬が転んだので、惣兵衛・傳兵衛外一人が手伝ってやった。そして、四、五間も行った所でまた馬が転び、米が出て来てしまった。行く先を尋ねられたところ、馬士が下飛山へ帰ると言い、下飛山は水戸領で出穀御法度であるとして、右三人が五郎左衛門宅へ向いて話をしたが、五郎左衛門は強気で内済にもならなかった。このため役所へ訴えたところ取り調べがあり、下飛山へ売ったことになり、五郎左衛門は入牢を命じられたことを記している。

このときの役人に関係して、中村勸農衛のことが記されていて、「此人御勝手御仕方ニ而御在所へ参候得者御奉行役致、此仁取計かうハざ申候」と記している。五郎左衛門は度々隠し売りしていたのが現れたのだとも記し、処罰のことも記されている。この、五郎左衛門については、中村勸農衛が二宮尊徳にその処罰を相談しており、嚴罰に処し、「此上犯大禁、人命保護食道相妨候もの有之間敷」戒めとすべしと答えている。（前掲大藤修論文。『二宮尊徳全集』第二三卷一八六頁）なお、天保七年一月茂木領改革協力者表彰の中に槻木村杉田五郎左衛門が人別宛貯蓄二〇俵所持・救民助成・御国用相弁として記されている。（前掲大木茂『茂木の歴史』、「天保七年申年細川家皆済並穀持共御褒美帳」『二宮尊徳全集』第三卷七〇三頁）

そして、同年一月一六日には釜屋七兵衛が味噌五両分を祖母井の萬屋弁七方へ売ろうとしたところ、町内上横町の藤兵衛・萬蔵が新町大門の外で押さえ、味噌を中町山形屋与右衛門方へ置き村内へ触廻し、釜屋が味噌を祖母井へ売ろうとしている、味噌も五穀作品であるので

出穀御法度を破ったと庄屋定四郎方へ訴えた。庄屋が早速役所へ内々窺ったところ、「味噌ハ他所へ出し申候ても構無之候由」をいわれ了簡違いであったので逆に困ってしまった。赦免を請われたので、組内へ面じて許し、味噌を送り届けさせて事が済んだ。

また、山田屋金助入牢の一件では、砂田町山田屋金助という穀屋が米の売買をしており、水戸の棒手振り売人がやって来て相田村の懇意の所へ泊まるので米二〇〇文分を売ってくれるよう頼まれ、米七合を売った。そうしたところ、砂田の市蔵と横町の佐助などが追いかけて水戸の人を調べたところ、二〇〇文米を山田屋で買ったことが分かり、御役所へ申し上げた。早速取り調べになり、山田屋金助は入牢になった。入牢は天保七年三月九日から七月一三日までで御免になり、穀屋株は取上げになった。

そして、願い出た笹屋弥助・くわしや（鍛冶屋）市蔵・横町中嶋屋佐助についても入牢を命じられたことが記されている。そして、「右山田屋一件金助わすか式百文米売申候事見出し御役所へ兩人方申上候間、人の悪見出し位なら己の身持如何と申付被成候」と、これまた物笑いに付されている。

一方、天保七年一月夫食を喰い延ばすために発した茂木役所（陣屋）からの触れが収録されているが、「窮民御救救取調帳」に記載の「窮民申論之覚」とも関係するものであろう（『二宮尊徳全集』第三三卷六七頁）。茂木領分貯雑穀壱万千八百二十式俵あり、雑炊にすれば「一年四ヶ月二可食也」などと記している。

また、天保八年二月廿日夜八ツ時から夜明まで砂田で出火し、下より釜新まで類焼したことを記している。これは、砂田の三五軒が焼失し、一三四人が焼け出された火事と対応するものであろう。（前掲

四 小澤家の経営をめぐる

小澤家の経営実態については、小澤家文書調査全体の終了と把握を待たねばならない。当初、油、釜、醤油醸造などを行い、味噌・酒などの醸造、質屋、御用蔵、札差など次第に拡大し、店舗は茂木を本店に、宇都宮、黒羽、江戸小網町二丁目と拡大したという。

天保九年藤縄郷外三二か村組合の「酒造請印帳」によると、茂木町だけで一二人の酒造人があり、飢饉に伴い三分の一減額される以前の酒造石高は九九七石である。この内、(小澤)七兵衛は三〇石、(島崎)泉司は一六〇石であり、酒造関係の比重は大きくない。〔『茂木町史』第三巻史料編②近世 一九九八年〕

天保六年以来報徳仕法が進められている中で、御用商人としての小澤家即ち釜屋の対応には興味深いものがある。

文化四年(一八〇七)藩が豪商鴻池五兵衛からの借金を領民に直接転嫁しようとしたため、撤回を求めて一揆が起き、この調停には御用商人釜屋・栄屋が関係しており、以後藩への貸し付けが増加して行くものと考えられよう。また、文化五年には年貢の減免が認められなかったため一揆が起こっている。また、天保四年一月一七日には烏山で飢饉のため一揆が起こり、米の買い占め、売り惜しみ、酒の密造を行った商人が打ちこわされた。

天保四年の茂木で飢饉のため騒動が起こったときは七兵衛は不在で、留主居小右衛門が店を預かっていた。この年、七兵衛は五月から近江へ戻り病気のため長くなったが、一月二三日によく茂木に戻っ

ている。

天保四年八月一〇日には店を破られ、店仕舞いを進めている。仕入を一切せず、天保五年沓ヶ年で諸品を売り払い、「已錢見せ金四百三十三兩三分式厘とあり、天保五年の売り払いにより売払式十七兩三分式厘損金に済」んだとある。売り払った物として小間物・荒物・太物が記され、穀店も巳年(天保四年)米仕入た分を午(天保五年)六・七月までに売り払い、それより穀売買を休んでいる。このため、天保四年の米利三〇両あったが、天保五年は七両程の利益であった。

釜屋の店には、天保七年正月から六月までは主人を入れて八人がおり、近江から来ていた子供(丁稚)が二名がいた。また、篠原から来ていた二人は六月に近江へ戻り、その後人を減らせ主人と丁稚二名を含め五名となっている。飢饉のときは米の扱いを休むなど一揆に遭わないようにするとともに、塩や味噌などを扱ったことも窺うことができる。

また、天保八年には、三月二五日出立し七兵衛は近江へ戻っている。一月二〇日茂木店へ帰るまで留守は初井村専右衛門に任せ、家内五人がいた。そして、天保八年一月二八日から大晦日まで助成米として損金を出してでも安く販売するなどのことも行っている。天保の飢饉に伴って、小澤家の経営も大きく後退せざるを得なかったのである。

なお、天保八年八月「細川長門守様報徳借貨返済録」(前出)には、「農間穀物売買、質物渡世罷有候、旧来御勝手元米金御用相勤、時々勤功有之に付、給人格申付置候処、其後御返済方停滞二付、近頃御用達及中絶罷在候所」とあり、穀物の売買や質屋等を中心としていたことがわかる。また、藩の借財増加に伴い御用達も退いていたことがわ

かる。

五 小澤蕭鳳が語る教訓

この凶作記録の中で、小澤蕭鳳は教訓や注意すべきことを数多く記している。

まず、天災により飢饉になることは、「是皆天ヨリ之深ク御誠ニテ難有御告候得共、上ハ申不及下万民ニ至迄日々喰物ヲ心掛貯置可申候、」と、災害を天よりの戒めと理解し、飢饉に備えて備蓄すること強く求めている。また、「濃行（農業）出精可致家内逼そ致永久可祈事」と、食の大切さを受けて農業に精出し永続することを祈るよう求めている。（三丁表） また、「ほふき星出ル年ハ何れ天下ノわざハひとしるへし、先年ハ例多し」と、帚星が出た年に災いが起こると強く注意を促している。（三丁裏）

そして、米や穀物について記したところが多い。米価の変動はいろいろとあり、上りは早く、土用の天候により大きく変わることを強く主張し、よく考えることを求めている。（六丁裏）

米については、土用から晴れる年は秋にも晴れるので当たり年であり、豊年である。土用前から雨が降り陰気に雨が降るときは凶作と心得るべきであることを記している。麦は寒中から生えるので、寒気に強く良い穂が出たら当たり、暖かく晴れならば当たること、また穂の出るころに寒く正月から三月に雪降りなら実入りが悪く半分に満たず、寒い年は五分作と言われると記している。（一五丁裏）

油断ができないので、「随分喰物ヲ貯可申候事大也」と記したうえで、大豆・小豆は雨降り年は当たり、照りの強い年は外れであるこ

と、雨が降っても土の中の根物、大根や芋が良いことを記している。

（二五丁裏）

天保四年八月に店を破られたことを教訓にして、これを天の戒めと心得て米穀の扱いを休むこともしつかりと書き記している。（九丁表）

水戸領へ入穀御免になったら米価が上がることを、不作となったら水戸の人より、少々高値でも早く買い回ること、そうでないと茂木辺の米が水戸へ回ってしまうと記している。（二二丁裏）

そして、米より塩がよいこと、「米ハ御公儀又ハ御領主の御しい（強い）有之売る困入候」と幕府や領主の統制があるが、塩は自由に売ることができること、いよいよ不作と思ったら土用明け頃から買入れること、飯米程度を囲っておくのがよいこと、「米沢山ニ買入申候得ハ人氣悪敷相成候間、此段心得可申候、少々利ニ而カヘテハサハイニ相成候、夫方しほかよろしき御座候」と、飢饉のときに米を扱わないように強く戒めている。（二二丁裏）

塩・大豆・小豆・砂糖がよく、塩と砂糖は他所へ売ることができること、大豆・小麦は早く買い置くことを、「是ハ茂木ニ而の事」として記している。（三丁表）

また、貝原益軒の言を引いて、人を養うには稲と麦が大切であり、「麦は米のつきる時分にハ麦出来、四月中ハ仲秋迄人民の食と成る」ことを示し、粟・稗・黍・そば・大豆・小豆・大角豆等の穀物があり、稲麦の足りないときの助けになることを示している。（一八丁裏）そして、天保七年一二月夫食を喰い延ばすために発した茂木役所（陣屋）の触れも収録されている。（一九丁裏）

飢饉に伴う米価は、端境期を中心に高騰し、同じ年の内でも大きく

変化をしていることは周知のところであるが、この凶作書の終わりに
は、天保八年から天保一三年にかけて、月ごとの変化をかなり克明に
記している。

小澤家では、正月の床の間に三神図・神系図とともに「米価高下
図」を掲げることになっている。「米価高下図」は、文政二年（一八
一九）十一月の米売り渡し証文と天保七年（一八三六）二月米代金
受け取り覚と、天保七年の凶作のことを忘れず非常に備えることを命
じた弘化二年（一八四五）二月の触書写の併せて三点の文書を軸装し
戒めに行っていることにも通じる。（前掲『童子一百集』巻頭写真）

六 大凶作書の成立について

大凶作書の著者小澤七兵衛こと蕭鳳は、天保四年の五月から近江へ
戻り、病気のため長くなったが、十一月二三日によく茂木に戻っ
ている。また、天保八年には、三月二五日茂木を出て近江へ戻り、一
月二〇日茂木の店へ戻っていることを確認できる。当然に、近江と
下野茂木の往き来が行われた訳であり、茂木以外の店についての記述
は全くなく、今後の調査に期待せざるを得ない。

小澤家の蔵書中には「貝原養生訓」四冊本があり、それは天保六年
一二月江戸で銀八匁五分で買い求めたことが記され、このとき江戸へ
出ていたことを知ることができる。また、この大凶作書には「博覧古
言」や「前太平記」が引用されており、この両書は小澤家の蔵書の中
に確認することができる。「前太平記」からは、何度も愛読されたこ
とを本の状態から確認することができる。

この大凶作書の記述は記憶のみでは不可能と考えられ、日付や人名、

細かな米価の記述など他の史料を参照する必要があったものと考えら
れる。先記「米価高下図」に先行して、天保七年の凶作と米価の高騰
のこととそれに伴う教訓を記録し、伝えることが意識されたものであ
ろう。記載方法は、天保八年以降（二〇丁裏以降）と以前では異なっ
ており、天保七年一二月の触書写の付記（二〇丁表末）からすると、
近江で記述した可能性が考えられよう。また、天保九年まで比較的よ
く似た筆で書かれている。この年の記述の末には、土用が外れて六月
から米が値上がりしたことを記している。このような危機意識の下に
記述されたのではなからうか。

また、大凶作書の記述は、天保一三年六月まで書き継がれているが、
後余白を残すものの以後の記述はなされていない。折しもこの天保一
三年六月二五日には、近江天保一揆の原因となった新開場等の幕府見
分役人が大篠原村に来村し、小澤七兵衛家には普請役が宿泊している。
〔野洲町史〕第二巻通史編2）

天保七年江州では四月より雨が降り続き、七月初より大洪水になり、
湖水辺は植付の場所に水が込み上げ皆無になったこと、八幡町では寺
内筋池田町本町上之町五丁目まで水押し上げ、田中江村・江頭村も水押
し上げ、湖水定水よりも一丈も押し上がったと記している。篠原など
の米価情報とともに、近江の情報としても貴重な記録である。

以上、「天保七丙申年大凶作書」について気付いたことのみ列記し
てきた。栃木県や関東の事情や経済面に通じていないため、誤読など
も懸念され、ご批判を仰ぎたい。ともかく、近江の事情とかなり違い
を思わざるを得ない。今後の、東京大学日本史学研究室や関係の皆さ
んの調査に期待したい。

この紹介文作成に当たっては、小澤七兵衛氏のお勧めと、吉田伸之

先生からのご援助を頂いた。また、茂木町史編纂室長の吉村光右氏から資料を提供いただいた。翻刻については、高島幸次氏・宇佐美英樹氏・堀井靖枝氏らのご援助を得た。記して感謝したい。

(凡例)・仮名遣いなどは原則として底本のままとし、文字はらなどを除き概ね常用の漢字に改め、適宜読点等を付した。
・煩雑ではあるが、参考のため丁数を明示した。

(表紙)

小澤 蕭 鳳

天保七 丙申年 大凶作書

(二丁表)

江戸人別御改写

町数三千百七十八丁

外ニ新地新町屋敷川外

別地合町数四千七百十二丁

人別

一、町方五十万五千七百八十八

一、武家貳億壹万七千四十人

一、杜家九百十人

一、山伏三千五百人

一、出家二万九百三十人

一、新吉原八千九百三十人

男女共

六口

ノ貳億五十七万七千十八人

壹日米五合つ、日々米入

百十八万六千石

四五入直シ

二百六十四万俵

兩二六斗

代金百九十八万八百八兩也

(二丁裏)

務レ農

博覽古言

一有
五册折

禮記曰三年耕必ス有ニ二年之食一 九年耕必ス有ニ三年之食一 以テ三十年之通雖レ有ニ凶旱水溢民菜色然ノ後ニ天子ノ食日拳以レ樂
帝範曰夫食為ニ人天一 農為ニ政本一

(三丁表)

天地氣候違變化致故、天災地妖地震火災山崩水溢様々火災流行、終ニ五穀饑飢ニ相成、是皆天ヨリ之深ク御誠ニテ難有御告候得共、上ハ申不及下万民ニ至迄日々喰物ヲ心掛貯置可申候、何れ三十・四十歳過テ天地變化致事故、此儀常々に不忘子孫ニモ告置可申候、年過候得ハ昔之事ト人々思イ申者有、左様ノ事トハ不忠当年カ来年カト思イ日々喰物貯可申候、一大事御座候、人民衣喰住三ツ之内ニテ此喰事故大切之事ハ無之候、一命ヲ助ルコン元御座候間、一日モ掛申候得者忽餓死ニ及可申ト深可恐事ニ、人々濃行出精可致家内逼そ致永久可祈事

(以下三十葉)

天地變化致候事ハいろく替る

地震

大雨

洪水

大雪

大風

土用冷氣

三十年四十年過廻ルくるとしるへし、是か初二而終ニ洪水か冷氣成饑

飢成

ほふき星出ル年ハ何れ天下ノわさハひとしるへし、先年ノ例多し

天下何角變カ

禁裏變カ

諸国饑飢

右例し有急度心得有へし、偏年合運見るへし

(追記)

「前大平記三ノ有

人皇六十一代承平七丁酉年四月十五日大地震、又彗星出、皇極天皇

代蘇我ノ入鹿叛乱時始テ此星顯、彗五ツ有、黒ハ洪水江川ニ溢五穀

不身、

(四丁表)

蒼ハ王侯破天子兵革くるしめ、○黄ハ女色害ナス、

○赤ハ凶賊起国人安からず、○白ハ將軍叛テ二年乱起」

天明元辛丑年關東洪水、是カ天地變化初り

同二年壬寅年時候不順ニ而、十二月時分春三月時分陽氣ニ而度々雷な

る

同三癸卯年淺間山燒關東大饑飢成、正月カ追々冷氣五月綿入着る、頓

角雨降晴天稀也、乍併麦作例年之通六月カ九月迄雨降陰氣晴天なし、

二百十日良可風ニ夜吹、其後雨降諸作弥身不入

前寅年十二月卷両卷石

卯年正月 八斗

五月 七斗

六月 六斗

八月 五斗

九十一月十二 四斗五升

右追々高直相成、卯年弥大凶作、稻穂立身不入人々難儀廻ルクル、其

年既ニ暮テ

(四丁裏)

同四辰年去卯年凶作米不足辰年へ廻ル、正月カ追々米上ル

正月 四斗

六月 三斗五升、夫カ追々下ル

七月 五斗

八月 九斗五升、新米下ケコシ

九月 八斗五升

十一月十二 八斗五升

同五巳年平年

正月 八斗

七月 九斗

十二月九斗

同六年大凶作、七月十四日十五日十六日

大洪水

正月 九斗

七月十四日洪水七斗五升

九月 六斗五升

十一月五斗二升

十二月四斗八升、其年暮テ

(五丁表)

同七未年前午年凶作未廻ル

前午十二月四斗八升 此年土用当ル

未正月 四斗追々上ル

六月 三斗

七月 三斗五升

八月 四斗五升

九月 八斗八升新米

十月 八斗八升

十一月十二月八斗四升

同八申年平年終

寛政元己酉年当

十二ヶ年終

享和元辛酉年当

三ヶ年終

文化元甲子年当

十四ヶ年終

(五丁裏)

文政元戊寅年当此年迄追々田作当米下ル、壹石六斗成

同二年卯年十二月二石二下ル

十二ヶ年終、天明三乙文政元迄

三十六歳去

天保元庚寅年当

二卯

三辰

四巳 此年凶作、土用明乙冷氣、八月朔日関東大風箱根東、九月六斗

追々上り五斗

五午 土用当ル、新下ル九斗

六未 土用ハツレ

七申 大凶作飢十一月三斗二升

八酉 春夏三斗、九月米六斗下ル

此年土用大当

九戌 正月五斗八升

九月四斗八升

土用ハツレ冷氣

(六丁裏)

天明三卯年乙天保七申年迄五十四年去、此内文政二卯年ハ壹両二石二

テ下ル事有候得共、右の變化廻りいろく有早し遠し有るしるへし、

前年乙無由断御考居るへし

右二石下ルハ豊年か相続申候間年々下ル、又高直ニ相成候ハ年々少々

つ、ハツレ申候、上りハ早し

米高下ハ土用当ハツレニヨリ申候、深考物

(七丁表)

天保四癸巳年正月に冷氣二而、二三月常年に冷氣、土用入テも甚冷氣
 わた入着、七月相成いよ、凶作相見へ申候、七月十八日米上ル、
 正月に石菘斗の所八斗ニ上リ、夫二月一日相成関東大風ニ而箱根
 山東田作当ル、五穀不身入出穀御法度相成候、九月に六斗五升上ル、
 十一月十九日五斗上ル、十二月五斗七升相成、十二月廿三日夜茂木
 辺に江戸迄大雪三尺五寸降、此年仙台大凶作ニ而追々米上リ申候、菘
 分菘斗八升相成候故仙台辺は迄困米ヲ夫々売申候間米不足致居候所、
 巳午未申年諸国飢相成申候、大氣困入候、此仙台ハ常ニ米困故米澤山
 ニ持居候、巳年弘申年ニ不足致人々難儀致候之嘶承給候、茂木八月十
 日夜、天王人々集私宅へ米菘分分買參候、升切致候、夫其夜村内參
 私店戸ヤフリ入ミせ代呂物等少々ヤフリ式両斗損、山形や彦司と申仁
 參先々しつまり可申と申候間しつまり、又々人々天王へ引取申候、此
 時頭取山形や彦司・小松甲斐正二人と申事、夫右村役人參留主居左右
 衛門方へ段々わひ入申候、内濟相濟申候と小右衛門申候、其節主人七
 兵衛上国致留主中二而、七兵衛五月登り国元ニ而エキ病ニ而甚大病ニ
 而漸全快致、十一月廿三日茂木着致右嘶うけ給置候、又候御領分庄や
 不殘願二付と申、小堀左右司・小松甲斐守二人參金子三百兩つ、釜
 や・榮や両家二六百兩貸與申候間、榮屋相談致三十兩つ、貸遣し可申
 と申、其かわり此方も望の書付取可申と申候間、此儀もやめニ相成一
 錢も貸遣し不申候、此方の了簡ハ押かりの書付取置て八州御役人へ願
 出し押かりニ申達心かけ居候所、先々先達御願之金子よろしき小堀左
 右司・小松甲斐兩人断參候申事、夫切ニ相濟申候

(八丁表)

又其後十二月廿日相成村内一統正明寺へ相集相應之家へ押かけ參候、

中町丸や嘉右衛門

大町榮や与六

同 角や又右衛門

中町松尾や忠兵衛

横町丸や得兵衛

福たや儀右衛門

日や甚兵衛

田中弥右衛門

右押かけ參無扨金子五十兩村内へ

庄や小堀貞四郎へ金子渡ス、○

貸遣し申候、○其儀段々御上へ相聞へ村内不殘呼出し御吟味之上、横
 町エヒヤ榮助・大町かじや為吉・新町米や儀三郎三人頭取相成、長々
 入るふ致申候、既ニ其年暮午年七月迄入るふ致候、覚城院様御貰下ケ
 相濟申候、此時頭取小松甲斐・山形や彦司二人御座候、此者共老人故
 三人のものおさき相成相成入るふ致候、尽々馬鹿者御座候、向後笑も
 の

(八丁裏)

此時御奉行 岡勘兵衛

片岡猪右衛門

関口武兵衛

三人、此勘兵衛申仁御世話向一向埒明カヌ人ニ而、村小人共上ラ不恐
 いろく押貸初又々いろく六り成事申出候

十一月廿日凶作ニ付私内榮や兩人ニ而七兩式分つ、金十五兩村庄や定
 四郎方へ村方スクイとシテ遣し申候、受取書取置候、夫故十二月廿日

時ハ△△へハ参り不申候

書置候、内ノ見せも巳年八月十日ミセヤフリ申候故、夫ノ心かけ見せ仕舞申候、仕入一切不仕漸々午年壹ケ年ニ諸品不殘売払申候、巳殘見せ金四百三十三兩三分貳り御座候、午年売払式十七兩三分貳り損金ニ相濟小間物・荒物・太物売払申候、穀店も巳年米仕入置候分午六七月迄ニ売払、夫ノ穀売買相休申候、巳年米利三十兩御座候、午年仕入相休申候、七兩斗利、午年一切仕入なし、未ダ一切休是迄祖父代ノ承リ見せも榮致候間、酉八月村集少々ミセヤフリ申候故心付、是天之誠と心ろへミセコク共相休申候、書置候

鳥山 甲州甲府
取手 東海道筋

諸々沢山 御座候

(九丁裏)

同五午年巳年凶作故午年廻ル

正月 五斗

二 六斗

三四五 四斗八升

六 四斗三升

夫ノ土用六月十八日入ル大キ当ル、春ノ度々雨ふり夏も雨ふり、六月ノ天氣相成候、土用大キ当、八月六日迄天氣五十日程天キ続追々米下ル

七月十日 五斗二升

八月 五斗五升

九月 八斗四升

十月 九斗

十一・十二 九斗

右土用大氣当、土用前ノ照込強明テモ同断、近年無之暑氣

(二〇丁裏)

同六未年

正月 九斗

二月ノ少々上リ八二

八月迄同断

九月 七斗五升

十月 六斗五升

十一・十二 七斗三升

此年六月時分ノ度々地震ニ而、七八九月三ヶ月二日壹度つ、地震有、是ノ變化の初り、申年洪水相成り、申四月二日ノ八月六日迄雨ふり、其後も度々ふり大凶年相成候

(二〇丁裏)

同七 申年 大凶 作飢

茂木壹兩ニ付 申三月三日エト九ノ半、十二月三ノ半上ル

正 七斗三升 同三四月砂唐エト二十四兩、十二月五十二兩上ル

酒も同断

二 七斗四升

三 七斗七升 江州大津壹石 六式キン

四 七斗七升 三月七日八十三匁五分 七斗四升ニ当ル

五 七斗七升

此時分買入時

十日ノ

六 六斗五升

二百十日廿二日 同

七 五斗 七 五百百十匁 五斗六升三合当ル

八月十三日大風 同

八 四斗二升 八 二百百三十匁 四斗七升六当ル

新米 同

九 三斗四升 九 十四日百四十三匁 四斗三升三合同

同

十 二斗八升 十日百三十九匁 四斗四升六合同

同

十一 三斗二升 十一 十六日百七十九匁 三斗四升六合同

寒中当ル 同

十二 三斗二升 十二 五日百九十二匁 三斗二升三合同

同 同 同 同 同 同
同十二月百八十七匁

(二丁表)

茂木申とし

七月廿五日 大ツ巻石弐斗

小ツ九斗

十二月廿七日

小麦八斗五升

大ツ七斗二升

大麦壹石五斗

小ツ三斗五升

米 四斗八升

小麦四斗八升

新米三斗二升

八月十日 大ツ巻石

古米二斗八升

小ツ八斗

同 楮五両

小麦七斗五升

初之内巻両巻貫八百目

大麦巻石

米 四斗

大根巻本十二文

十月廿日

大ツ八斗

わた巻メ三百目

小ツ三斗三升

しほ二メ五百文

ミノ

小麦六斗

江州五分

大麦六斗

西国七分

米 弐斗六升

北国三分

もち弐斗四升

関東二分

塩 二メ三百文

奥州壹分

わた巻メ三百目

右作割

コマ巻升弐百文

エ 巻升百文 目輕二而油巻割位出ル

タね六斗

コマ油八升

種油巻斗巻升

エ油九升

申十一月廿八日

京都二而白米巻石二百三十匁、白米百文三合五勺

申年くツの花不咲

青白五合

はたかの木花不咲百寿香木高岡安樂寺有、又江州しの原浄正寺(勝)ニも有

(二丁裏)

右申年ハ生ハ晴の成生候得共頓角春与雨ふり勝ニ而冷る、四月二日与

八月六日迄雨ふり続、此内四五日も天気よろしきなれともくもるいつ

れニも天気なし、土用六月六日入ル、六日ふり七日ふり八日ふり九日

与又雨ふり出し、夫より直ニ米上り五斗八升上り、追々上り雑コクモ

同断、七月四日大雨ニ而大水、夫ハ人氣ツヨシ、又七月十八日大雨風ニ而大荒諸国水出、七月晦日夜ハ八月一日五ツ時迄大雨風ニ而諸国洪水、夫ハいよ／＼大不作相見ヘ米追々上リ、土用入申候得者天氣ニ相成可申と人々心得申候所、土用入テも日々ふり続申候ゆヘ夫故直ニ米追々上リ申候、土用迄ハ雨ふり申候得共格別之高下ハ無之、頓角土用ハ天氣成申候と斗思ヒ申候所、大氣事替日々雨ふり申候、其上度々大雨大風ニ而七月晦日夜ハ八月朔日大風雨ニ而いよ／＼大凶作相見ヘ申候、稻の穂立身不入申候、(以下二丁巻)前年午年も春夏雨ふり勝之年候得共、土用入テ格別ニ照込申候故米も下ケ申候、此午年之心得ニ而土用入候得ハ天氣存候所事替り日々雨ふり申候、春夏雨ふりても土用前ハいよ／＼天氣ニ定るか、又土用入テ一日天氣二日天氣一日ふり二日ふり申候時ハ土用ハツレ土用明ニもふる物なり、此年ハ米上リ心得へし、八月廿三日少々雨ふり夕立けしきニ而雷なる、天氣ニなる、頓角冷氣八月廿五日霜ふり申候、いものハたわこのはいろ替る、九月十八日朝雨ふり雷なる夫ハ天氣定る、寒氣ハ常年ハ格別冷し、此年米悪シ、頓角青ク目軽るクシイな斗上米数スクナキ、田六尺四方ニ而粃八合此米ニ合成皆あい米ニ而吹散申候、二百十日ハセ花二百廿日ラクテ花申候得共、冷氣故花ラクレ秋の日岸漸々花咲申候、夫故一切身不入穂立申候、(以下二丁巻)申六月時分ハ水戸領ヘ入穀御免ニ相成候、巳年も御免ニ相成候時分ハ追々米上リ申候しるへし、いよ／＼不作と存候得共水戸様ハ御買米被成候、夫より直段少々高ク早ク買取へし、さも無之候てハ茂木部の米不残水戸ヘ廻り申候、水戸御領入穀御免ニ相成候得者、水戸仁より早ク買廻るへし、米ハしほかよろしき、米ハ御公儀又ハ御領主の御しい有之売る困入候、セイ角買入申候ても囲井置売事不成候、しほハ何れ成共売次第二御座候、米持人も有之候得共頓角来年之貯ニ而不売、此

心得ニ而いよ／＼不作存候得者土用明時分ハ買入可申候、八月廿五日時分ニハ米沢山ニ持人も一切不売困入候、頓角来年之飯米ハ囲可申候、(以下三丁巻)米沢山ニ買入申候得ハ人氣悪敷相成候間、此段心得可申候、少々ノ利ニ而カヘテハサハイニ相成候、夫ハしほかよろしき御座候

九月一日ハ霜ふり、夫ハ十月末迄大キ暖氣春のよふ、夫々日々霜ふり順ニ成し寒氣ハ格別ニ冷申候

大凶作年ハ米買入悪敷人氣悪敷相成候、飯米斗位外ハ少し出穀御法度ニ相成他所ヘ売事ならず

塩・大ツ・小豆・砂糖(糖)此内ニ而も塩・砂糖他所ヘ売出し相成候、外ハ相成不申候間御考ニ而よし、(鹽地)正ゆ造大ツ・小麦ハ早ク買置へし、是ハ茂木ニ而の事

(三丁巻)

申年江州しの原辺ハ申年ニ田壹反ニ付村方平均五ノ半作、下毛茂木辺者壹反ニ付平均壹ノ半作

申年江州湖水辺水込ニ而皆無

申年十二月十六日私内に而味噌五兩分祖母井万や弁七方ヘ売遣し申候所、町内上横町藤兵衛・万藏と申仁二人ニ而右味噌附送り申候所、新町大門之外ニ而おさへ右味噌付返し、中町山形や与右衛門方ヘ置、夫ハ村内触廻し、釜やニ而味噌ヲ祖母井売候間味噌モ五穀作品故出穀御法度相ヤフリ申候申シテ、村庄や定四郎方ヘ判頭一統ニ而願出し申候所、庄やも早速ニ御役所ヘ内々相伺申上候所、味噌ハ他所ヘ出し申候ても構無之候由御申被成候間、庄や判頭共も大キニ了簡違、砂田五郎右衛門のよふニ釜屋いたし沢山ニ合力請可申候存候所相違候、甚困入候、(以下四丁巻)附おろし申候味噌致方なき何れへも遣し兼候、此方ハ藤兵衛・万

蔵兩人方へ參此方の味噌祖母井送申候ヲ兩人ニ而大門外ニ而返などし
被成候間、右之段御公儀御役人關東八州方様願出し申候、追かけ致候
所藤兵衛・万蔵二人共へ七兵衛參相断申候所、兩人甚困入庄やも甚困
入候、右兩人寺へかけ入御わひ可致と申組内參御赦被下候様願上候、
申被成候間、組内へマカセ面ニ地赦し遣し、右味噌兩人と馬ニ而祖母
井万や弁七方へ送り申訳ケ致送り遣し相濟、此時村内ニ而集いろく
入用老軒ニ付三十八文つ、割合出し申候と申嘶御座候

店飯米入用申年老ケ年十七兩二分式り二百十七文

正月 米七石九斗九升 老ケ月老石四斗老升八合当

六月晦日迄 小ツ 五斗二升 八石五斗老升 老日四升七合二勺つ、

七月一日 米四石〇九升八合 塩田專右衛門 岩口勇二 老人五合九勺当

十二月晦日迄 小ツ 五斗二升 四石六斗老升八合 増井由蔵

五人成八月廿七日 老人ニ付 追々人へり 江州小しの原嘉藏小供

四合つ、米麦共老人前分ケ 勇二、由藏十一月迄 江州しの原 小右衛門 二人

小飯鉢分ケ老人つ、遣ス キ藏 同 三藏 六月

三合朝昼老合夕飯カイ 得弥 五人 主人 登ル

(二四丁裏) 主人 八人

申年十一月廿八日と初り大晦日迄御領分へ助成米廿老ノ半相場、四合
所四合五勺うり二兩三分五百六十三文損金、又酉正月と三十六ノ半う
り六兩老分式り五十八文損、三月十日迄売切申候
御役所と五十ノ被仰付候得共手前分八ノうり合五十八ノうり申候、白
米四合相場之正月と五合うり老合安、桜町米五十ノ御役所と買入兩二

三斗老升買、大悪米ニ而春へり二割位四式入、メ九兩式り六百五十八
文そん

又式メ五百三十六文春チン手前車春

右助成売申候、夫と三月廿五日出立仕候、上国致留主居初井村專右衛

門願置候、十一月廿日茂木店返ル、年柄悪敷御座候間家内五人ニ而飯

米沢山ニ残置候、上国致候

(二五丁表)

天明三卯年ハ六月中と九月下旬迄雨ふり続き其間ニ雨交り、茂木辺迄
砂ふり或ハ雨交り白毛ふり、たま〜雲切に日かけ顕わ候といへとも
一日も晴天なき毎日、くもり陰氣勝ニ日送り、二十日当り丑寅大風
起り二夜三日吹不止、依之益諸作物色替り、稲穂ハ皆そりてこ、む事
なし、場所ニよりたま〜少々実入稲有共、数日陰雨ニ而寒風為ニ米
氣の味常不成、酢味甘味を生し性ぬけてくたけ安く米の味失ひ、終ニ
秋の作柄皆無同然と成、上下ハ極難此節ニ止、又天保七申年四月二日
と雨ふり続九月迄ふり、天明三う年ことく頓角陰氣晴天なし、卯年同
様相見へ申候、雨ふり続候得共随分心かけいたし、六月と土用前と雨
ふり続候得者かならず〜油断なりかたく候、随分喰物ヲ貯可申候事
大也

大ツ小ツ雨ふり年ハ当ル、構なき照込強年ハハツレ
雨ふりても土之内ニ而音もの大根いもよし
米ハ土用と照込よろしき年ハ秋ニ成ても照込候得ハ米当ル、豊年しる
へし、土用前と雨ふり陰氣ニ而雨ふり申候得者凶作心得へし
麦ハ寒中と生候得者寒氣ニ強よろしき、麦ノ穂出ル時当暖ニ而天氣な
ら当ル、又穂之出ル時分冷氣ニ而正二三雪ふりなら身不入悪しなれ共
麦半ケ之作なし、能々冷氣なら五分作と申事候

二六丁表

申年追々米上り申候ゆへ御領主方米出穀御法度被仰付候所、申十二月七日砂田杉田屋五郎左衛門と申仁、水戸御領下飛山村仁二切粉箱入テ式分式り米売遣し候所、時分柄雪も少もふり申候所買人米買馬二付帰り申候所、砂田ノ出口橋の所ニ而馬ころひ申候故、砂田惣兵衛と申仁傳兵衛申仁外一人三人ニ而其俵付遣し申候所、夫ニ而四五間も參候得者又々馬ころひ、又付申候所内方米出申候、右三人の者何れへ附參候相尋候所馬士下飛山へ帰り申候、下飛山ハ水戸御領出穀御法度如何と心得、右三人もと五郎左衛門宅へ参いろく、嘶合申候所、五郎左衛門強挨拶いたし故内濟ニも相成不申候、砂田一統ニ而御役所へ願上候間早速御吟味ニ相成候所、いよく下飛山より申候由相成候、五郎左衛門申上候、五郎左衛門入るふ被仰付候、家内封印相成候、寒中故五郎左衛門困入候間御医者中町片岡三省・横町芳賀大順・砂田永嶋柳音三人病氣之由申上候、少之内宿へ下ル居候、又々入るふいたし候御奉行岡勘兵衛此仁エト參留主

片岡猪右衛門

秋田清七郎

上田正太郎

外ニ中村勸農衛と申仁、此人御勝手御仕方ニ而御在所へ參候得者御奉行役致、此仁取計かとうハさ申候、尤其節エト方御家老中村市郎右衛門様御下り有之候節ニ御座候、他所へ出穀御法度五郎左衛門夫ヲヤフ_(以下一七丁表)リ申候よふニ相成候、五郎左衛門ハ度々かくしうり致候あらわれ候、夫方岡勘兵衛江戸方御下り被成候所、五郎左衛門病氣ニ而宿へ下ル居候所、勘兵衛様エト方下り吟味も不致其俵差置被成候間、酉二月十八日御奉行御覽ニ相成候、夫方酉七月十三日時分五郎左衛門御免ニ相成

候、五郎左衛門儀者矢田部尾野崎村新百姓ニ遣し被成候、五郎左衛門家内へも參候、五郎左衛門宅ハ養子九兵衛被下候、百姓出精被仰付候、五郎左衛門取置候質物ハ三四百両も有之候由、其節不殘元金ニ而置之候、御返し相成候金子五郎左衛門渡ル

二七丁裏

又砂田町山田や金助と申コクヤ被仰付候所米売買仕候所、ふと見せニ而水戸の棒テふり売人参り、米二百文分売呉申候今夜相田村一宿夜喰米申事ゆへ、旅屋泊申候てハ三百五十文取申候間、相田村ニ而こんいの所へ參泊申候度申事故式百文分売遣し申候所、米七合遣し申候所、是ヲ砂田仁市藏・横町佐助杯跡方追かけ水戸仁引戻しせんき致申候、式百文米山田屋買申候申事故御役所へ申上候間、早速及御吟味山田屋金助入るふ致候、申三月九日入るふ七月十三日迄、御免相成相濟、穀屋株御取上ケ相濟、跡コクヤ塩や助左衛門廻り見出し願出候もの笹や弥助・くわしや市藏・横町中嶋や佐助申事_(以下一八丁表)其後横町中嶋や佐助と申もの、高岡友弥申仁、上町小堀定四郎事御屋敷ニ御座候、輩盗に入米二斗盜、右米佐助へ売申候、百文五合五勺割ニ而買右相しれ佐助吟味ニ相成、盜物買取申候故入るふ致し、六月十二日十二月廿二迄御免ニ相成候、友弥行へ不知佐助親金兵衛と申もの柏屋由兵衛せわ方と申役致候、清兵衛御役所ニ參居候所、金兵衛清兵衛方へ内聞參候所、役所不恐金兵衛參候と中村勸農衛申、早速金兵衛手金五十日被仰付候又砂田笹や弥助・くわしや市藏六月十二日、十二月廿一日迄五十日他所出手金ニ而跡五十日他所出留被仰付候、右兩人身持悪敷故御役所ニ而御利界之上被仰付候、右山田屋一件金助わすか式百文米売申候事見出し御役所へ兩人方申上候間、人の悪見出し位なら己の身持如何と

申付被成候、長々の手金(以下一八丁裏)ニ而相済申候

貝原先生曰、夫天ノ人を養ひのふ為ニ生シたる穀さま〱多とゆへと、中ニも人間生養の備と見ゆる者二種有、稻と麦と也、稻秋実り夏の初迄人ヲ養、麦は米のつきる時分にハ麦出来、四月中ノ仲秋迄人民の食と成る、又々其外麦秋の間ニ粟・稗・きび・そハ・大ツ・小豆・大角豆杯穀物有之、稲麦のたらさる助となる、すて二天高人ヲ養ひ給ふ、備一誠不難有事いわんよふなし、たとへハ小児生て食する事ならねハ母の食物乳ニ成て足ヲ養、其子生長して其母亦子を孕迄其乳溜りて次の子の養と成、或ハ四疋有獸ハ翅なし、翅有鳥類ハ皆足二ツある

(一九丁裏)

申年江州四月ノ雨ふり続申候、七月初ノ大洪水相成湖水辺ハ植付之場所水込ニ而皆無、八まん町寺内筋池田町本町上之町五丁目迄水押上げ、(田中江)田中家村・江頭村も水押ケ湖水定水(上原カ)とモ壱丈ニ押上ケ候

酉年二月廿日夜八ツ時夜明迄、砂田出火致し下ノ釜新迄類焼申候、火元傳兵衛と七右衛門の間と申事御座候、実ハ七右衛門コタツと出申候内々嘶御座候、此時五郎左衛門入るふ致居るふ内ニ而自分宅焼るゆへろふかけ廻り申候嘶

(一九丁裏)

申十二月上旬茂木御奉行中ノ御改茂木領分貯雜穀

- 一、惣ノ壱万千八百二十式俵
- 一、惣人別六千三百三十式人也
- 一、壱合雜水。式合粥。三合食。是又不足哉、雜水ハ食の一分を以食用事足ル、二分の益と成、粥ハ二分の益と成、一日ノ内壱度の餘計

を生し一年四ヶ月ニ可食也

一、此時節ニ至而ハ、米を払而麦を求め、又麦を払而稗を求、穀糸露命葛藤之類其外夫食足合之品堀出し、能々遂碎徹後日ニ食毒無之様取計申度候、頓角麦ハ不及申、第一米ハ壱人ニ付壱合ならてハ決而不用、餘品を以可食事、万一来酉年凶作も続候ハ、何れ以命を助可申候、備の第一と心得可申候

書置候

(二〇丁裏)

天保八酉年前申年大凶作

酉年廻り諸品高直ニ而飢

茂木	申米	江州しの原	六ニキ
正	三斗二升	正	
未米	二斗八升うり申候	壱石百七十五匁	三斗五升四合当
二	同	二	同
三	同	三	同
四	同	四	同
五	同	五	二百三匁
六	同	土用大当	六月末二百三十二匁
七	四斗	七月三日	三百十匁
		七月廿八日	百八十八匁

松前舟廻ル
ツルカヨリ舟
大坂へモ廻ル
夫故上ル

八 四斗五升

八月五日 百五十五匁

諸国八月十四日大風ヨリ又上り

九 新七斗

八月十七日式百十八匁五分

古六斗五升

九月廿八日 百十五匁八分新米

十 六斗五升

十月七日 九十四匁三分

同十五日 百匁五分

十一 五斗八升

十二月廿四日九十六匁五分

十二 五斗八升

同

土用当豊年見込追々下ケ所、八月十四日大風ニ而又々高直成、夫ら新米又下ケル

〇二丁表

酉年ハ土用大当追々米下直ニ人々致候所、八月十四日大風ニ而格別下ケなし

ケなし

しの原ニ而卷ノ卷兩ニり正月も四月迄

壹兩二升五月壹兩壹分 八月五日卷ノ卷兩

六月壹兩二分 八月十四日大風も

七月三日式兩 又上り

九月新米三分

十一月式分六百文迄下ケ申候

申年ハ江州ハ中作ニ而田卷反五ノ半位取申候、酉年ニ相成八月迄追々上り申候、六七月格別上り申候、分ケハ申年関八州奥州大飢故江州米越前津ル賀へ行、夫 奥州又松前へ廻り申候故か江州追々米上ル、又大ツも大坂へ積大坂も江戸へ廻ル、夫故かしせんと江州米上り申候、六七月頃ハ卷ノ式兩ニも相成候故考申候

〇二丁裏

天保九戌年

正 五斗八升

二 同

三 同

四 六斗

五 六斗八升

六 六斗八升

七 六斗

八 四斗五升

九 四斗八升

十 四斗八升

十一 五斗三升

十二 五斗七升

春も四月迄追々下ケ五月も少々つ、雨ふり、土用大キハツレ申候、六月も又上ル

〇二丁裏

天保十己亥年

正 五斗

二 同

三 五と

四 五と

五 五と

楮二月五兩二分

かミ卷ノ八百目

諸品高直

着類ニ割上ル

茂木綿面式ノ文安なし

江州しの原

五月三日時分

卷ノ卷兩式分位

九月米ニ成

卷ノ三分位

暖生年

四入二ノ二而しの原相場

六月壹兩壹分

八月十日三分二成

夫も十二月迄ハ同断

土用六月十日入大氣ニ当

六斗

帷子ニも暑し

十二 壹石式斗五升

七斗

夕立も二三度有
五月七日と照込八月八日迄
天キ

奥州 九分
関東 七分

八斗

二百十日無事

上方 七分五

九斗

二百廿日無事

中国 同

十 壹石〇五升

八月九日夕東風強雨ふり
夫と少々つ、ふり申候
諸国豊年ニ而米追々

(三丁表)

十一 式斗

平均八分五り位

天保十二庚丑年

十二 式斗

下り
エと丁当

(三丁裏)

天保十一庚子年

正 壹石壹斗八升

無事

四月十八日入梅入ル
五月十八日明此間ふり

壬月 同

無事

同廿一日と天氣
六月二日土用入ル大当ル

二 壹石壹斗五升

無事

三 同

無事

四 廿三日 壹〇八升

無事

四月十七日ニあられふり、夫と少々冷き
故上ル、茂木部とエト迄上州ハなし
おきル

三 同

無事

四 同

四月ハ少々つ、折々雨ふり
五月十八日と少々つ、雨ふり初り

五 同

天氣ハ四五日も有、六月一日とハふり
つ、く

六月十日と六月廿一日と

六 壹石 又上り九斗五升

土用六月廿一日入ル、此日少々ふり
ヨク廿二日朝少々ふり、夫か八ツ時と
大ふり、其夜大ふりニ而よく日

七 九斗 廿三日九斗成

売人なし
廿三日大雨大風東風吹

八 八斗二升

廿四日と天氣成いきれ申位
草場ニよし

九 九斗

六 十日 壹石〇五升

十八日入梅明天氣成定ル

十 壹石

七 十三日 エと

六月二日土用入ル、五月廿一日と六月十三
日迄天氣、十三日夕立有土用大当リ

十一 壹石式斗

八 八月十四日と
壹石壹斗三升

土用明少々冷氣程ニ而も草場ニ而もよし
折々雨ふり冷氣夫故、春の思ひニ而ハ壹
石

九 同

二三斗もなる成
壺石壺斗下り切

十一
十二

十 十月廿七日
壺石〇八升

(以下三丁、裏表紙共)

[付記]

十一 同
十二 壺石壺斗

(以下三丁裏)

天保十三壬寅年

春三月迄冷気わふ二

正 壺石〇二升

四月冷気折々ふり

五月も天気あつし

二 壺石〇五升

六月三日も格別あつし

三 壺石〇二升

帷子ニテもあつし

三日程

四 壺石〇二升

十三日迄夕立雷なる

六月十三日土用入

五 壺石

十三・十四・十五帷子ニもあつし

初り
十五日も冷気迎暑

六 九斗七升

不巡

十九日迄不順

廿日も又帷子ニ而暑し

七
八
九
十

東京大学日本史学研究室では一九九六年一月と一九九七年の五月と六月の二回にわたって滋賀県野洲郡野洲町大字大篠原の小澤七兵衛家におじゃまし、同家に伝来した近世・近代の古文書を対象とする現状記録調査を実施してきた。遠方という条件もあつて作業は容易に進んでいないが、御当家の御好意を得て少しづつ成果をあげてきている。それらについては、調査の途中であつても折をみて本紀要上に報告・紹介してゆくこととした。この史料紹介はそうした成果物の一つである。ここでは、野洲町でお世話になり、かつ作業にも参加されている古川与志継氏(野洲町立歴史民俗資料館)が、小澤七兵衛氏の御快諾を得て執筆の勞をとられたものである。これは、今回の小澤家文書の調査作業にとつては勿論、今後の当該地域の歴史研究にも裨益するところ大となるものである。(吉田伸之)